

武蔵野市行財政改革アクションプラン (平成 21～24 年度)

取組状況

目次

1 都市インフラ、公共施設の延命化と計画的維持更新 1
(1) 中長期財政見通しの作成	
(2) 都市インフラ、公共施設の更新計画の策定と実施	
(3) 公共施設の転用、廃止、統合等の検討	
2 事務事業等の見直しの一層の推進 7
(1) 事務事業・補助金の見直し	
(2) 事務事業の成果向上に向けての創意工夫の検討、実施	
(3) 資産等の有効活用等による収入確保	
3 適切な事業実施主体の選択 19
(1) 事務事業運営方式の見直し	
(2) サービス基盤施設整備の民設民営方式などによる推進	
(3) 地域との協働の推進	
4 新規事業への的確な対応 31
(1) 新規事業の実施判断	
5 効率的で効果的な市役所組織への改革 33
(1) 人材マネジメントの強化	
(2) 業務改善、IT化の推進	
(3) 給与制度の改善・給与水準の適正化	
(4) 組織人員体制の効率化とスリム化	
6 財政援助出資団体の経営責任の明確化 40
(1) 基本方針に基づく指導監督	
(2) 団体の組織統廃合・再編の検討	
7 財政規律の維持 43
(1) 財政運営のガイドライン設定の検討	
8 行政経営強化などへの取組 44
(1) 行政評価制度の再構築と活用	
(2) 部門における予算編成・執行権限の強化	
(3) 市民ニーズ・満足度調査の実施	
(4) 説明責任の強化	
(5) 複式簿記会計導入の検討	
(6) トップマネジメント支援機能の強化	
(7) 市民参加、協働のルールづくり	

※「実施状況」欄について

各取組みの実施状況については、進捗度合いに応じて以下の記号で記載。

完了：◎ 実施中：○ 未着手：△ 中止：×

1 都市インフラ、公共施設の延命化と計画的維持更新

市民生活に不可欠な都市インフラや公共施設の更新が一時期に集中し、後年度に過大な財政負担等を及ぼすことなどのないよう、各施設等に必要な延命措置等を行い供用期間を延ばすとともに、必要な更新を財源との整合を取った上で計画的に実施し、健全な行財政運営を維持していく。

(1) 中長期財政見通しの作成

取組目標	今後の行財政運営の基本データとなる中長期の財政見通しを作成し、社会経済状況等の変化に合わせ更新していく。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	作成	更新	→	→
実施状況	△	△	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>第五期長期計画において、平成24年度から5年間の財政計画を作成した(平成 23 年度)。また、公共施設の再編を検討するうえで中長期的な財政状況を把握する必要性があり、『公共施設再編に関する基本的考え方』では、平成 43 年度までの財政シミュレーションに取り組んだ(平成 24 年度)。</p> <p>しかし、少子高齢化の進行や消費増税の影響等、社会経済状況の変化を注視していく必要がある。今後も長期計画や調整計画において、財政計画を作成する。</p>			
未着手・中止の理由				

(2) 都市インフラ、公共施設の更新計画の策定と実施

①都市インフラ（上・下水道、道路、駅周辺）更新、整備計画の策定と実施

取組目標	上・下水道、道路、三駅周辺の施設更新・整備計画を策定し、中長期の財政見通しとの整合を図った上で、順次実施を行っていく。			
担当所管	企画調整課、下水道課、都市整備部、水道部			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	計画策定	実施	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 21 年3月に策定した「武蔵野市下水道総合計画」に基づき、下水道の予防保全型の管理を実施するための長寿命化計画を、平成 23 年度に策定した。</p> <p>平成 21 年度に見直したローリングサイクルに基づき道路改修を行っている・舗装や道路施設等を計画的に改修する「道路改修計画」作成に着手している。</p>			

	<p>吉祥寺駅南口・北口駅前広場について検討を行っている。今後とも整備・改修に向け調整等を行っていく。</p> <p>武蔵境駅周辺開発事業は、駅舎連続施設(北側)新築工事に着手した。また、西区画道路計画の市道第291、292号線、都道123号線(南北路線)の整備工事は完了した。北口広場については、電線共同溝の予備設計を行った。今後は、広場予定地や都道123号線の拡幅部の用地買収及び工事の実施に向け、関係機関との調整を進めると共に諸手続きを行い、平成27年度内の完成を目指す。</p> <p>なお、第五期長期計画において、今後20年間における新規事業費(三駅周辺の都市基盤整備:110億円、道路整備:250億円、下水道整備:410億)が試算されるとともに、中長期財政計画によって今後5年間市税増は見込めず、さらに公共施設再編検討における財政シミュレーションからも、後年度になればなるほど施設更新・整備に要する経費が増加し市の財政環境は厳しくなることが想定された。以上の取組を含め、引き続き計画的な都市インフラの更新・整備を実施していく。</p>
未着手・中止の理由	

②中長期資産管理計画の策定と実施

取組目標	保育園、コミュニティセンター等の公共施設の延命(予防的保全)、更新計画を策定し、中長期の財政見通しとの整合を図った上で順次実施を行っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課、施設課			
年次計画	H21	H22	H23	H24
	策定	順次実施	→	→
実施状況	◎	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成23年度に公共施設白書を作成し公共施設の用途ごと、施設ごとの老朽度、利用状況及びコスト状況の「見える化」を図った。</p> <p>平成24年度には今後20年の財政シミュレーションをおこない公共施設再編に関する基本的な考え方の基礎資料を作成した。</p> <p>今後は、中長期的な視点から行う公共施設再編の検討において、公共施設の更新計画等を検討していく。</p>			
未着手・中止の理由				

③学校施設の延命化(適切な保全の実施)

取組目標	学校施設については、現在まで予防保全の適切な維持が図られており、平成19年から20年にかけて調査及び検討を行い、ここ10年
------	---

	間程度は建て替えるものはない状況である。ここ数年間は、中長期的な経年劣化の進行に配慮しながら、必要な修繕を行っていく。			
担当所管	教育企画課、施設課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>計画的な予防保全や改良保全により機能的改善を図りながら既存施設の長寿命化に努めており、平成 21 年度から 24 年度は劣化保全として 918,454 千円、改良保全として 20,056 千円の計画的整備を実施した。今後も同様に中長期的な経年劣化の進行に配慮しながら進めていく。</p> <p>なお、学校施設や調理場などの施設は老朽化が進み、その整備・改築には大きな財政負担を伴うことから、第五期長期計画・調整計画に向けた公共施設再編の検討と合わせ、長期的な方針を定めて計画的な学校整備・改築を推進していく。</p>			
未着手・中止の理由				

④クリーンセンター建替え計画の検討と策定

取組目標	<p>主要設備が耐用年数に近づき、建替えが不可欠と予測されるクリーンセンターについて、まちづくり検討委員会の提言を受けた後、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び中長期の財政見通しとの整合を図り、市民参加による施設基本計画を策定する。現施設については建替えまでに安全な運転を継続するため、必要な延命工事等を行っていく。</p>			
担当所管	クリーンセンター			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	計画策定	基本設計	事業者選定
実施状況	◎	◎	◎	◎
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>新施設においては、平成 21 年 12 月に市の基本的な考え方をまとめ、平成 22 年 2 月に市民参加による施設基本計画策定委員会を設置して施設基本仕様等を検討し、平成 23 年 3 月に基本計画提言をまとめた。これを受け、平成 23 年 7 月には提言に基づき施設基本計画を策定した。この基本計画に則して、平成 23 年 10 月には事業者選定委員会を設置し、事業者選定手続き方法を検討し、平成 24 年 3 月に実施方針(基本設計を含む)を公表した。平成 24 年 10 月に入札公告を行い、事業者選定委員会による審査を経て、平成 25 年 3 月に落札事業者を決定した。</p> <p>現施設については、平成 29 年度の新施設稼働まで安定的かつ安全に稼働していくため、平成 21 年度から平成 24 年度にかけて、必要な延命工事等を実施した。</p>			

	<p>なお、事業者選定後は、平成29年度の稼働を目標に新施設の建設事業を安全に進めるとともに、新施設を含む周辺整備の具体的な検討を継続して進めていく。</p>
未着手・中止の理由	

⑤ P F I など都市インフラ更新の新たな手法の検討

取組目標	<p>都市インフラの更新にあたっては、PFIなどの新たな手法の活用について研究し、活用すべき施設等があれば実施の検討を行っていく。</p>			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	△	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>クリーンセンター建替えでは事業手法にDBO(公設民営)方式を採用し、民間事業者のノウハウ等を活用して効率的かつ効果的な事業実施を図ることとした。PFI方式を採用しなかった理由は、民間資金を活用しない方が有利となる調査結果が出たという他にも、ごみ処理事業においては市が事業主体となり責任を負うべきであると判断したことによる。なお、この問題については、『武蔵野市公共施設再編に関する基本的な考え方』の一つに掲げ、今後の再編案策定において検討していく。</p>			
未着手・中止の理由				

⑥ 公共施設の更新にあたっての広域相互連携利用の推進の検討

取組目標	<p>今後の公共施設の更新、整備にあたっては、市が単独で設立、保有、運営の形態を継続すること以外に、近隣自治体などと施設を相互連携利用することによって効率的にサービス水準を確保することの検討を行っていく。</p>			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>これまで公共施設再編の検討を進める中で、公共施設の広域相互連携利用についても検討を行ってきた。この問題については、『武蔵野市公共施設再編に関する基本的な考え方』の一つに掲げ、今後の再編案策定において検討していく。</p>			

未着手・中止の理由	
-----------	--

(3) 公共施設の転用、廃止、統合等の検討

①公共施設の転用、廃止、統合等の検討、実施

取組目標	公共施設について、老朽化の度合いや社会的ニーズの変化などに加え、今後の人口減少や人口構成の変化を視野に入れながら随時、転用、廃止、統合等の検討を行い、実施していく。なお、第四期長期計画・調整計画においてあり方、再編等の検討を行うとしている、くぬぎ園、西部地域の子育て支援施設、境幼稚園（別掲）、西部図書館、旧桜堤小学校及び武蔵野プレイスとの関連で今後のあり方を検討すべき市民会館については早急に検討を行っていく。			
担当所管	企画調整課、（高齢者支援課、子ども家庭課、児童青少年課、保育課、教育企画課、生涯学習スポーツ課、図書館）			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討 （順次実施）	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>くぬぎ園については、第五期長期計画において、「高齢者、障害者サービスなど特定の目的に限らない、地域の拠点機能も含めた多機能型・複合型の施設としての整備を検討する」とされた。そこで、平成27年3月31日をもって廃止することとし、土地を所有する東京都に廃止の承認を得た。くぬぎ園入居者の住み替え支援、建替え後の施設の具体像の決定、施設整備に対する都の了承を得ることが課題となる。今後は庁内で施設の整備方針を決定していくとともに、引き続き土地の継続利用について東京都と協議を行う。また、入居者の住み替え支援を推進していく。</p> <p>西部地域の子育て支援施設の再編については、平成24年7月に「西部地域の子育て支援施設検討委員会」を設置し、検討の前提となる全市の子育て支援施設の配置のあり方や、第五期長期計画に基づく桜堤児童館の0123施設化、同児童館の施設の一部を桜堤保育園の分館として利用することなどについて検討した。今後は、境こども園の開設延期、平成25年度の保育園入所待機児童数の状況など、桜堤児童館を取り巻く状況変化を受けて、保育園入所待機児童対策としての桜堤児童館の利用などについて引き続き検討を行うとともに、西部地域における子育て支援施設の早期開設を目指す。</p> <p>旧西部図書館については、今後も地域住民の意見を伺いながら、市民が利用可能なスペースを備えた歴史資料館として平成26年度の開館を目指し整備を進める。</p> <p>旧桜堤小学校については、第五期長期計画に基づき、広く市民のスポ</p>			

	<p>一ツ振興に資するべく運動広場として整備するよう準備を進めている。</p> <p>市民会館については、境こども園の開園が遅れたことから、開園までの機能補完のため、平成 25 年度から館の一部について目的外使用許可を行った。境こども園開園後のあり方については、圏域ごとの面的な施設配置の中で求められる役割や位置づけを検討する。</p> <p>公共施設全般については、施設の老朽化、管理コストの増大、行政需要の変化、新たな行政課題への対応、限られた財源などの課題がある。これらの課題に対応し、これからも市民生活を支える施設サービスを安定して提供していくために、平成 24 年度に『武蔵野市公共施設再編に関する基本的な考え方』を示した。この問題については、『武蔵野市公共施設再編に関する基本的な考え方』の一つに掲げ、今後の再編案策定において検討していく。</p>
未着手・中止の理由	

②公共施設の転用、廃止、統合等の検討、実施（境幼稚園の発展的解消）

取組目標	平成 21 年度は、境幼稚園の発展的解消後の子育て支援施設検討委員会の報告書を受けて、認定こども園保育所型としての具体的な検討を行う。工事着工は平成 24 年度、新施設開園は平成 25 年度の予定。			
担当所管	子ども家庭課、保育課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・計画策定	開設準備	→	工事着工
実施状況	◎	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年度は、武蔵野市境こども園(仮称)開設準備委員会を設置し、園舎設計事業者を選定した。平成 22 年度は、園舎の基本設計と開設準備の検討を実施し、次年度以降の準備作業を市と武蔵野市子ども協会で協力して行うための協定書を締結した。平成 23 年度は、実施設計を行うとともに、境幼稚園を廃止した。平成 24 年度は、境こども園の建設工事に着工し、開園に向けての各種準備を進めたが、建設請負事者の自己破産により工事が中断し、代替施設での境こども園事業の開始となった。今後、速やかに引継業者の選定を行い、平成 25 年中の開園に向けて、子ども協会と連携しながら準備を進めていく。			
未着手・中止の理由				

2 事務事業等の見直しの一層の推進

財政の総枠の拡大が見込めない中、都市のリニューアルを行いつつ、新たな課題解決のために必要な財源を振り向けていくためには、経常経費の抑制、圧縮が不可欠である。固定化した経費枠や事業の必要性、あり方などを常に見直し、成果を維持しつつ歳出の抑制、削減に努め、経営体質の強化を行っていく。

(1) 事務事業・補助金の見直し

①事務事業見直し基準の策定

取組目標	事務事業の見直しにあたって、i. 目的、手段が適切か、ii. 目的に適った成果を効率的にあげているか（類似事業との関連も含めて）、iii. 将来的な課題解決につながるか、iv. 民間、他市等との同種サービスとのコストやサービス水準のバランスはどうか、v. 受益者負担は適正か、vi. 補完性の原則に適合しているか、などの観点からの評価・判断の基準の策定を行い、基準に沿って例外を設けることなくあらゆる事務事業について見直しを進めていく。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	策定・実施	実施	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>「第三次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」(平成 21 年3月武蔵野市、以下「基本方針」とする。)に示された見直しの方針を受け、平成 21 年7月に行財政改革推進本部において「武蔵野市事務事業・補助金見直しの基準(適切な事業実施主体選択の基準)」(以下「見直し基準」とする。)を策定した。</p> <p>平成 21 年度以降については、見直し基準に従い事務事業の見直しを実施しているところであり、平成 21 年度から平成 24 年度までの間に 246 事業について評価を実施し、53 事業について見直し効果の検証を行った。</p> <p>今後も、行政が担う役割をより明確にした上で、資源配分の全体最適化を図っていくため、事務事業の見直しを進めていく。</p>			
未着手・中止の理由				

②事務事業の見直しの実施（廃止、縮小、実施方法の変更、類似事業の整理統合等）

ア 既に行財政改革推進本部において見直しに着手することとしている事務事業の見直し（運営主体の検討を除く）

取組目標	季刊誌の発行、富士高原ファミリーロッジ（別掲）、青年の翼親善使節団派遣事業、小中学校情報ネットワーク事業（地域イントラ）、
------	---

	国際オルガンコンクール、吉祥寺美術館、勤労者互助会の運営、環境マネジメントシステム、桜堤団地生ごみ資源化、敬老福祉の集い、人間ドック事業、有料自転車駐車場、東京都市町村民交通災害共済事業、境幼稚園、水道部庁舎当直業務についての見直しの実施			
担当所管	各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	実施	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>季刊誌「季刊むさしの」の発行については、認知度及び閲読率の向上を目的に、平成22年度から発行部数を3000部増やし、市内在住・在学の中学生へ学校を通じた配布などを開始した。これにより家庭を通じてその保護者世代への浸透も図った。誌面内容についても、中学生参加型のコーナーやその保護者世代を対象とした投稿コーナー等を設けるとともに、表紙イメージの見直しや全面カラー化を行った。発行部数の増及びカラー化による費用の増は、誌面に広告ページを設け、広告収入を得ることで賄った。</p> <p>今後さらに認知度及び閲読率の向上を図るため、誌面の見直し、配布方法の工夫を継続して行う。</p> <p>青年の翼親善使節団派遣事業を含めた参加者数偏重傾向の検証を行った結果、説明会参加者は事前に希望した事業の説明のみ受けると退席し、またその実施要項のみを受け取っており、他事業の情報は得ていない傾向が強いことが判った。</p> <p>平成24年度では説明会の参加者全てが全事業の説明を聞くという形に改めると共に、パンフレット、要項の記載と市内の中学校高校に配布する際の協力依頼にも配慮し、事業趣旨を広く周知する工夫を行ったところ、青年の翼では定員の2倍にあたる応募があった。</p> <p>今後も効果的な周知方法を検討し、応募者に事業、訪問先ごとの特徴について理解を深めてもらい、目的を持った参加意識が高まるような仕組みを検討していく。</p> <p>小中学校情報ネットワーク事業(地域イントラ)は、機器の経年劣化が進んでいたため、平成21年7月に地域イントラネット検討プロジェクトチームを設置し、今後のあり方について検討を行った。平成21年11月、武蔵野市IT戦略会議において、地域イントラを廃止することとともに、新たな教育用システムの再構築(パソコン教室の更改)を行うこととなった。</p> <p>パソコン教室の更改は平成22年度に千川小学校、平成23年度に残り17校において実施された。なお、パソコン教室の更改費用は、平成22年度に導入した学校情報システムの回線と統合することで削減することができた。</p> <p>今後の課題としては、地域イントラの廃止に伴い中学校の普通教室に整備されていた無線LAN環境が撤去されたままでその更改が見送りに</p>			

なっているため、小学校も含め普通教室における無線LAN環境の構築について検討していく必要がある。平成 25 年度には導入モデル校として中学校2校を対象に普通教室における無線LAN環境の構築を予定している。

国際オルガンコンクールについては、観光や商業振興の側面も含め、より市民全体のイベントとなることを目的とし、それに沿って運営、実施方法を見直し、武蔵野文化事業団との共催で実施した。今後、市民文化会館の改修を予定していることもあり、次回の開催については検討を行う。

吉祥寺美術館については、拡充の要否及び音楽室のあり方が今後の課題であり、吉祥寺駅周辺の公共施設全体の再配置及び文化施設の再整備を進める中でそれらの検討を行う。

勤労者互助会については、海の家事業を交流事業課に移管し、一般市民対象事業として実施している。

環境マネジメントシステムについては、平成 21 年度にマニュアル改定を実施し事務手続きの軽減等を図った。その後、外部審査や内部環境監査の実施を踏まえ、適宜改善を行いながらシステムを運用している。ISO 認証について、平成 23 年度の更新審査により平成 26 年度末まで有効期間が残存するが、有効期間満了後の本市における環境保全に関する推進手法及び内外に対する姿勢の示し方等について検討する。

桜堤団地生ごみ処理機は、24 年 10 月までに公団、住民から撤去の合意を得た。さらに 25 年 2 月には公団と住民との跡地利用計画も整ったため、25 年度中に撤去を行う予定である。

敬老福祉の集いについては、平成 21 年度に見直しを行い、平成 22 年度から 1 日 1 回 3 日間の開催を、1 日 2 回 2 日間に変更し、対象者の増加に対応するとともに、開催日減により委託料等の経費を節減した。24 年度は送迎バスの台数の見直しを行い借上料の削減を行った。課題として、毎年対象者の増加が見込まれるため、現在の実施方法では数年後には開催回数の再増など規模の拡大が必要となる。今後は対象者の見直し、在り方等を検討する。

人間ドック事業における補助のあり方については、(公財)武蔵野健康づくり事業団とも協議のうえ、受益者負担を見直すこととし、平成 24 年 1 月の受診分から市民負担額の増額を実施した。

歩道等にあった利用登録駐輪場を閉鎖し、有料自転車駐車場制度へ移行してきた。今後も継続的に駐輪場の確保を行うとともに、短時間無料制度の導入などに努めていく。

東京都市町村民交通災害共済事業については、申請受付事務を銀行に一本化できないか検討している。

なお、市費による特別加入の継続の要否については、共済事業の財政に直接影響することから、今後も、関係市町村の動向を踏まえた上で検討していく。

	<p>境幼稚園の発展的解消のため、保育機能、幼児教育機能、子育て支援機能を持つ境こども園として開設する。境幼稚園は平成 23 年度で閉園。</p> <p>水道部庁舎当直業務については、平成 23 年度末をもって廃止した。夜間・休日の既存委託業務(事故対応、浄水場運転管理業務)に振り分けることで歳出を抑制し、経営の効率化を図った。</p>
未着手・中止の理由	

イ 富士高原ファミリーロッジ

取組目標	富士高原ファミリーロッジについては、施設形態、利用動向などを総合的に勘案し、廃止の方向で検討する。			
担当所管	市民活動推進課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施			
実施状況	○	◎		
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年第 3 回市議会定例会において廃止条例可決。平成 22 年第 4 回市議会定例会において市有地の処分について可決し、平成 23 年 1 月 7 日売買契約済。			
未着手・中止の理由				

ウ 行財政改革推進本部において中長期の検討・対応を行うものとしている事務事業の見直し（運営主体の検討を除く）

取組目標	市民文化会館の管理運営、アニメフェイベント、武蔵野商工会館の管理運営、テンミリオンハウス事業、乳がん検診、子宮がん検診、歯科健康診査、社会教育バス借上事業、中近東文化センター支援、体育施設管理運営、愛蔵書センター運営事業について見直しの検討を行っていく。			
担当所管	各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討・実施	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	市民文化会館の管理運営については、自主事業と貸館事業の目的の明確化と事業内容の検討のため、財政援助出資団体経営改革プランを策定し実施した。引き続き芸術文化の振興と会館の管理運営の目標の明確化と事業の検討を行うことが課題であり、財政援助出資団体方検討委員会において市の基本方針の検討を進め、その後財政援助出資団体の経営改革とあわせて見直しを行う。			

	<p>アニメフェアイベントについては、武蔵野市観光推進計画の方向性に基づいて、イベント内容及びより適切な実施方法について検討を進めていく。</p> <p>武蔵野商工会館の管理運営については、地域情報コーナーを廃止し、平成 22 年度から武蔵野市観光推進機構を設置することにより、より有効的な施設の活用を図った。</p> <p>テンミリオンハウス事業については、平成 21 年度にテンミリオンハウスあり方検討委員会より提言を受けて、地域福祉力の向上を図るよう運営評価基準を見直し、22 年度より適用した。また、既存テンミリオンハウス運営団体の5年毎の公募制度を導入し、22 年度1施設、23 年度3施設、24 年度2施設の公募を行い、23 年度は1施設において運営団体の変更となった。誰もが集える場所としての機能を発展させていくとともに、支え合いの場としての機能を充実していくことが課題となる。今後も地域の特性を活かした施設の設置を進める。</p> <p>乳がん検診、子宮がん検診については、医師会と協議の結果、平成 22 年度より2年に一度の検診に見直した。歯科健康診査については、受診機会の平等化に向けて、歯科医師会と引き続き協議を行う。</p> <p>社会教育バス借上事業について、平成 24 年度は借上単価と借上台数を見直し、平成 23 年度予算と比較し 10%減額をした。</p> <p>中近東文化センター支援については 22 年度から、企画展負担金 500 万円を、毎年 100 万円減額し、24 年度は 200 万円とした。</p> <p>体育施設管理運営については指定管理者の評価を毎年実施しているが、指定管理者側でも独自に外部評価を実施している。より高い評価を目指して効率的かつ効果的な事業を実施した。</p> <p>平成 22 年 6 月末をもって愛蔵書センターは閉室した。</p>
未着手・中止の理由	

エ 今後新たに選定する対象事務事業の見直し

取組目標	見直し基準に沿って新たな見直し対象事務事業を洗い出し、見直しを継続的に推進していく。			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年度から平成 24 年度の間に 246 事業について評価を実施し、53 事業について見直し効果の検証を行った。これまで、継続して見直しを実施した結果、新たに見直し対象となる事務事業数は絞られてきており、今後、選定が一層困難になると予想される。しかし、今後は事業を一つ一つ細切れに評価し見直しを検討するのではなく、既存事業の見			

	直しとともに新規事業を含む複数の事業を一つの政策パッケージとしてとらえ評価し政策効果の最大化を図る政策再編の視点を取り入れることで、各部課における自らのマネジメントの発揮と事務事業の見直しを推進していく。
未着手・中止の理由	

③受益者負担適正化の検討・実施

ア 使用料、手数料の見直し

取組目標	<p>使用料、手数料等については、行政サービスのコストを示すとともに、受益に見合った適正負担の観点から、原則として4年ごとに全庁的に見直しを行うこととするが、必要に応じた見直しは随時行い、適正化を図るものとする。</p> <p>なお、道路占用料については、当面、一定の検討を踏まえ、22年度に（減免基準を含む）改定を予定する。</p>			
担当所管	財政課、(道路課)、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	(道路占用料検討)	(道路占用料改定)	実施	検討
実施状況	○	○	○	◎
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成24年度に使用料・手数料について全面的に見直しを行った。見直しにあたっては、受益者負担の原則、公平性の確保、財政運営面からの適正収入の確保並びに他の自治体との均衡などを十分に考慮して、総合的に判断を行った。</p> <p>使用料・負担金等は11件、手数料は2件、減免は8件、あわせて21件の見直しを行い、平成25年度予算において84,520千円の歳入増を計上した。</p> <p>今後も上記方針に基づき、定期的に見直しを行う。また、必要がある場合は随時見直しを行い、適正化を図る。</p> <p>平成21年4月に税に関する証明書等の発行手数料を200円から300円に改定した。受益者負担原則に基づき、近隣自治体の状況等も踏まえながら、今後も見直しを継続していく。</p> <p>道路占用料については、平成21年第4回市議会定例会と平成22年第4回市議会定例会において、都条例の規定を準用する形で道路占用料等徴収条例を改正し、徴収を実施している。</p> <p>公園緑地の占用料については、使用料・手数料等の見直しに関する方針に基づき「公平性の確保」「受益者負担の原則」「財政上の適正収入の確保」の観点から改正を行い、平成22年4月1日より施行した。</p> <p>当該改正前に既に占用の許可を受け、改正後も引き続き占用の許可</p>			

	<p>を受けるような場合は、平成 23 年度までの2か年において激減緩和措置を設け、段階的に占用料の引上げを行った。平成 24 年度から改定後の統一占用料の徴収を行っており、今後も引き続き基準となる東京都の改正状況を注視しつつ所要の見直しなど適正化を図るものとする。</p> <p>また、特殊な利用形態の公園について受益者負担の原則や適正化の観点から、使用料の導入も含め引き続き検討していく。</p> <p>体育施設使用料については、体育館の改修工事に伴い受益に見合った適正負担の観点から平成 23 年度に一部見直しを実施した。体育施設全体の使用料については平成 24 年度に65歳以上の高齢者の使用料見直しの実施を決定し、平成 25 年度から有料(100円)とする。</p> <p>事業系の持込ごみ処理手数料改定については、平成 20 年度から検討を重ねてきたが、平成 25 年度から 20 円/kgから 40 円/kgに手数料を改定する。</p>
未着手・中止の理由	

イ 保育料のあり方の検討

取組目標	<p>認可保育所、認証保育所の保育料のあり方について、近隣区市の状況や国の動向に留意し、受益者負担適正化の検討を行う。その際には、民間幼稚園の保育料とのバランス、幼稚園・認証保育所利用保護者への助成制度も合わせて検討する必要がある。平成 21 年度は内部検討、その後必要に応じ外部委員を含めた委員会を設置し、検討・実施していく。</p>			
担当所管	子ども家庭課、保育課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→・(実施)	(実施)
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 21～23 年度は、受益者負担の割合等を参考に内部検討を行った。平成 24 年度は、保育料審議会を設置し、同審議会の答申を踏まえ、新たな保育ニーズや保育の質の向上や新たな待機児対策等のための財源などがさらに必要となることなどから、平成 25 年4月からの認可保育園保育料の改定を行った。また、同改定を受け、認可保育園との保育料の差を考慮し、認可外保育施設入所児童保育助成金の改定を行った。今後も、現在、国で検討されている子ども・子育て新制度の動向にも留意しながら、引き続き保育料のあり方の検討を行う。</p>			
未着手・中止の理由				

ウ 下水道使用料の見直し

取組目標	下水道総合計画に基づく下水道財政計画を策定し、中長期の財政見通しとの整合を図ったうえで下水道使用料を見直す。			
担当所管	下水道課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	計画策定	実施		
実施状況	◎	◎		
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 21 年6月に下水道財政計画を策定し、下水道使用料を改定した（平成 22 年 10 月1日従量分、平成 23 年4月1日基本料金分）。</p> <p>平成 25 年度に実施する下水道総合計画の改定に合わせて新たな下水道財政計画を策定し、使用料、一般会計からの繰出金、基金の創設などについて考え方を整理した上で、平成 27 年度を目途に下水道使用料検討委員会を設置し使用料の見直しを行う。</p>			
未着手・中止の理由				

エ 水道料金の見直し

取組目標	東京都水道局の分水料金が改定されることや、今後も水道施設の維持更新が必要な状況から、水道事業の健全経営を維持するために、水道料金の見直しを実施する。			
担当所管	水道部総務課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	実施	→	
実施状況	◎	○	◎	
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>水道事業の健全な経営を維持するため、平成 22 年4月に基本料金、平成 23 年 4 月に従量料金の一部を改定した。この結果、都営水道とほぼ同水準の料金体系となった。有収水量の減少等により、収益の増加が見込めない厳しい状況にあるが、当面料金改定は行わず、経営効率化に努めていく。</p>			
未着手・中止の理由				

オ 減免の基準の検討

取組目標	使用料、手数料の見直しにあわせて、その減免制度について基準を検討する。			
担当所管	財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
				検討
実施状況				◎
目標に対する4年	平成24年度の使用料・手数料の見直しに合わせて、受益者負担の原			

間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>則、利用者間の公平性の観点から、所期の目的を再検討し、利用対象者や施設によって大きく異なることのないよう、使用料等の減免基準について、可能な限り統一を図った。</p> <p>減額規定の適用や減免割合、体育施設における65歳以上の市民に対する免除規定を見直し、平成25年度予算において 5,344 千円の歳入増を計上した(使用料・手数料見直しによる額に含む)。</p> <p>今後も使用料・手数料の見直しや社会情勢等にあわせて検討を行う。</p>
未着手・中止の理由	

④補助金評価の仕組みによる補助金の見直し

取組目標	補助金評価委員会の報告を基に、透明性の高い補助金評価の仕組みを導入し、補助金の見直しを行う。			
担当所管	財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 22 年度予算編成から補助金評価委員会の報告に基づく評価方法により、平成 22 年度予算で 168,024 千円、23 年度予算で 71,192 千円、24 年度予算で 34,794 千円、25 年度予算で 10,525 千円の見直しを行った。</p> <p>今後、都市基盤の再整備にかかる経費や扶助費の増加等によって市財政が圧迫されることが想定されており、重点施策への資源配分が重要になることから、補助金についても一層の見直しに取り組む。</p>			
未着手・中止の理由				

(2) 事務事業の成果向上に向けての創意工夫の検討、実施

取組目標	事務事業の見直しにあたっては、連携、統合、実施方法転換、転用などの創意工夫によりサービスの受益層を増やすなど、より多面的な成果向上につなげるという視点も持ち推進していく。			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題	例規システムの見直しについて、新システムが平成23年11月から本稼働し、例規類に加えて要綱も市民向けに公開できるようになり、また、			

及び今後の予定	<p>各種様式のダウンロードも可能となった。</p> <p>今後はさらに、事業を一つ一つ細切れに評価し実施有無を検討するのではなく、既存事業の見直しとともに新規事業を含む複数の事業を一つの政策パッケージとしてとらえ評価し政策効果の最大化を図る政策再編の視点から、事務事業の連携、統合、実施方法転換など創意工夫を進めていく。</p>
未着手・中止の理由	

(3) 資産等の有効活用等による収入確保

①未利用地などの利活用、売却等の実施

ア 未利用地などの利活用、売却等の実施

取組目標	未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針を策定し、既に取り得済みの土地で市では有効活用が困難なもの等の売却及び本来的な活用までの間の暫定的な利活用等を実施する。			
担当所管	企画調整課、管財課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	実施	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成21年度に策定した未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針を基に土地の売り払いを進め、平成22年に富士高原ファミリーロッジ跡地を売却した。</p> <p>基本方針において「売却」に分類された土地のうち、面積が狭小、不整形などの理由により売却が困難な土地については、今後、売却手法を検討する必要がある。また、「売却」に分類された土地以外の物件についても、継続的に有効な活用方法を検討し、臨時的な貸付等を行う。</p> <p>地価の低下により評価額が購入額より低下している土地についても活用の検討が必要であり、総合的に条件等を勘案し、まちづくりに必要な土地の購入にあたっては当該土地の売却の検討も行う。</p>			
未着手・中止の理由				

イ 法定外公共物（廃滅水路・赤道）の適正利用及び有効活用

取組目標	地方分権一括法の施行に伴い国から譲与された法定外公共物（廃滅水路・赤道）の調査等を継続的に実施し、行政財産として存置する必要がないと認められるものは普通財産として売り払うなど、市有財産の適正利用及び有効活用を図る。			
担当所管	道路課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4

	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	法定外公共物34箇所を測量し、登記した31箇所の内15箇所を用途廃止して普通財産とした。他の行政財産となるものが7箇所、普通財産とした15箇所は行政財産として在置する必要がないため処分する予定。			
未着手・中止の理由				

②公共施設の空き時間貸し出しなどの検討

取組目標	学校施設等の市民開放を継続するとともに、新たな収入確保策及び施設の有効活用による市民サービス向上の観点から、駐車場などについて、施設等の本来の目的、用途などを阻害しない範囲で利用に供することを検討していく。			
担当所管	企画調整課、管財課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成21年度に市庁舎内に、障害者の雇用促進を目的とした喫茶コーナーの出店場所を提供した。時間貸し駐車場の設置については、一般利用者向け有料時間貸し駐車場の試行を実施した。今後も、継続的に有効な活用方法を検討する。			
未着手・中止の理由				

③広告料収入等の確保

取組目標	既に有料バナー広告を導入しているホームページについては、これを継続実施するとともに、顧客確保の観点から長期利用割引など利用料金体系について見直しを行う。その他の事業についても、有料広告導入や民間企業とのタイアップなど、収入の確保や支出の抑制につながる手法の導入について検討を行う。			
担当所管	秘書広報課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討・実施	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成22年度に広告入窓口封筒を導入し、印刷製本費の削減を図った。今後も広告料収入等の確保について研究を行っていく。 図書館カード・図書館カレンダー・図書館ホームページ等についても			

	<p>広告掲載を今後も引き続き検討する。また、他自治体で導入している雑誌スポンサー制度について研究する。</p> <p>ホームページ有料バナー広告については、平成23年度のホームページシステム更改に伴い、トップページ以外のページにも掲載可能とし、料金設定もトップページより低く設定している(掲載実績はなし)。</p> <p>今後も広告収入増に向け、トップページ以外のページ掲載の向上や掲載手続きの見直しなどの取り組みを継続する。</p> <p>(歳入実績)H20 年度 2,790 千円/H21 年度 2,340 千円/H22 年度 2,160 千円/H23 年度 2,880 千円/H24 年度 2,160 千円</p> <p>長期有料割引については、歳入増につながるかの有効性について、検討中である。</p>
未着手・中止の理由	

3 適切な事業実施主体の選択

地方公共団体は最少の経費で最大の効果をあげなければならない。低コスト、高品質は、官民を問わず追求すべき経営テーマでもある。これまでも、市ではサービスの水準や質を維持し向上させる方向で民間委託等を進めてきたが、今後もあらゆる分野で社会経済状況の変化にも合わせながら、協働による新たな公共を生み出すという視点も持ち、市政の課題解決に機能的につながる事務事業運営方式の選択を行っていく。

(1) 事務事業運営方式の見直し

①事務事業実施主体に関する基準の策定と運用

取組目標	事務事業について、市が直営で実施すべきもの、市が実施責任を負うものの直接の執行にあたっては市民協働等によるべきもの、民間等に委託をするもの、補助金などにより外部団体の取組を促進すべきものなどについての統一的な基準を策定し、基準に沿って各個別事業の全体または一部を担う実施主体の選択を適切に行い、事業の効率的な運営を図っていく。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	策定	実施	→	→
実施状況	◎	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成21年に策定した「事務事業・補助金見直しの基準」において「適切な実施主体の選択の基準」にもとづき、平成23年度には、市民課の住民票等郵送請求業務等につき、民間事業者への委託を開始した。今後も市が担うべき業務に関し、さらなる整理を進め、外部化の対象とする事業や、外部化の検討手順等を示す外部化に関するガイドラインを策定し、業務効率化を目指す。			
未着手・中止の理由				

②事務事業運営方式の見直し

i 既に行財政改革推進本部において検討、対応をすすめている事務事業運営方式見直し

ア ルーマニア交流事業（日本武蔵野センター）

取組目標	2015年（平成27年）のセンター設置の覚書有効期限を念頭に、段階的にセンターの「現地化」を目指す。			
担当所管	交流事業課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	協議	実施	→	→
実施状況	◎	○	○	○

<p>目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定</p>	<p>平成 21 年 10 月に施設をブラショフ市施設内での無償設置に移行し賃借料及びユーティリティ経費の支出を削減した。平成 22 年 12 月に新たな協定書を締結し、日本武蔵野センターの所長を現地のルーマニア人とし、日本からの所長派遣を廃止するなど着実に協定書に基づいた改革を推し進めている。</p> <p>今後もセンターの「現地化」を進めるための現地指導者の育成の他、平成 27 年 11 月末の協定期限に向け今後の交流のあり方を検討していく。</p>
<p>未着手・中止の理由</p>	

イ 児童館の管理運営

<p>取組目標</p>	<p>桜堤児童館については、西部地域の子育て支援施設の再編についての検討状況を視野に入れながら、管理運営形態の見直しについても検討していく。</p>			
<p>担当所管</p>	<p>子ども家庭課、児童青少年課、保育課</p>			
<p>年次計画</p>	<p>H 2 1</p>	<p>H 2 2</p>	<p>H 2 3</p>	<p>H 2 4</p>
	<p>検討</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>実施</p>
<p>実施状況</p>	<p>△</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定</p>	<p>西部地域の子育て支援施設の再編については、第五期長期計画において、桜堤児童館の機能・役割を全市的に発展させ、将来的に0123施設化を図ること、施設の一部を平成 24 年度にプレこども園として使用した後、周辺地域における保育需要を勘案しながら、桜堤保育園の分館としての利用を検討することが明記された。</p> <p>これに基づき、平成 24 年7月に「西部地域の子育て支援施設検討委員会」を設置し、検討を行った。境こども園の開設延期や平成 25 年度の保育園入所待機児童数の状況など、桜堤児童館を取り巻く状況の変化を受けて、保育園入所待機児童対策としての桜堤児童館の利用を検討しつつ、西部地域の子育て支援施設のあり方について引き続き検討を行う。</p> <p>また、平成 22 年7月設置の「小学生の放課後施策推進協議会」では、児童館の機能・役割のうち、小学生部分を地域子ども館あそべえに移し、全市的に展開することについて一定の議論をし、平成 24 年 6 月に報告書を作成した。また、平成 24 年 11 月には第 2 期の「小学生の放課後施策推進協議会」を発足し、継続した協議を進めている。</p>			
<p>未着手・中止の理由</p>				

ウ 公立保育園運営

取組目標	平成 21 年度は、認可保育所に関する国制度の動向に留意しながら、公立保育園の役割を明確化し、様々な運営形態を検討する庁内委員会を設置する。その後の計画については、庁内委員会の結果を見て検討する。			
担当所管	保育課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討・実施	実施	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年度は、庁内委員会を設置し、第三次子どもプラン武蔵野に検討結果を反映した。平成 22 年度は、新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体の変更に関する基本方針を策定、市立保育園職員を中心に円滑移行に向けた検討チームを設置し、移管準備を行った。平成 23 年度は、4月に公立保育園2園(千川、北町)の設置・運営を武蔵野市子ども協会に移管した。また「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更についての検証委員会」を設置し、移管及び運営状況等の検証を行い、移管は円滑に行われたこと、また移管に伴って国や都の補助金を受けながら保育の質も維持していくという当初の想定通りの効果が得られたとの結論を得た。平成 24 年度は、公立保育園3園(桜堤、東、境南第2)の子ども協会への移管準備を進め、平成 25 年4月に移管した。今後、平成 25 年度の移管3園にかかる移管及び運営状況等を検証するとともに、移管後に残る公立保育園の役割やあり方の検討を行っていく。			
未着手・中止の理由				

エ 市民会館の運営

取組目標	市民会館の機能について、平成 23 年オープンの武蔵野プレイスとの機能分担も考慮しつつ検討し、必要な機能転換を図っていく。			
担当所管	生涯学習スポーツ課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討	実施	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	武蔵野プレイスの開設に伴い、市民会館にあった図書室部分は平成 24 年 2 月 18 日よりロビー及びミーティングスペースとして運用を開始した。平成 24 年度には、境こども園の開園が遅れたことから、開園までの機能補完のため、平成 25 年2月から館の一部について目的外使用許可を行い、事業を行う。境こども園開園後のあり方については、圏域ごとの面的な施設配置の中で求められる役割や位置づけを検討する。			
未着手・中止の理由				

オ 図書館の管理（武蔵野プレイス）

取組目標	武蔵野プレイスに設ける図書館機能についても、施設の一体化した管理・運営を実現するため、指定管理者制度を採用する。（平成 23 年 7 月開館予定）			
担当所管	生涯学習スポーツ課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討	実施	
実施状況	○	○	◎	
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	武蔵野プレイスに設ける図書館機能についても、公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団が指定管理者となり、平成 23 年度から同事業団と協定を締結し、平成 23 年 7 月 9 日に開館した。			
未着手・中止の理由				

カ 学校給食の運営

取組目標	学校給食の運営については、その安定的な運営と食育の推進を目的とした新たな財団法人を設立し、同法人に業務を委託する。 なお、将来的には、市が行っている他の給食業務の財団への委託の可能性についても検討していく。			
担当所管	企画調整課、教育支援課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	財団設立	実施	→	→
実施状況	◎	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成 22 年3月に一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団を設立し、同年4月に桜堤調理場の調理業務を財団に委託した。平成 23 年度から献立業務等を除く給食調理業務を財団に全面委託した。今後は、財団化のメリットを活かし、学校給食の質の一層の向上と給食を通じた食育活動の充実を図るとともに、給食コストの削減についても検討していく。 また、市が行っている他の給食業務の財団への委託の可能性については、給食の安全性や全市的な効率性などを踏まえ、財政援助出資団体の見直しの中で、検討していく。			
未着手・中止の理由				

- ii 既に調整計画で検討課題としている事務事業運営方式の見直し
健康づくり支援センターの移管と機能の整理・充実

取組目標	平成 21 年 10 月に健康づくり支援センターを（財）武蔵野健康開発事業団へ移管する。 移管後は、更に健康づくり支援センター機能の整理・充実を図り、（財）武蔵野健康開発事業団の検診主体の体制に情報提供・啓発・支援部分を補完し、健康づくりの拠点として拡充する。			
担当所管	健康課、（（財）武蔵野健康開発事業団）			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	移管（実施）	実施	→	→
実施状況	◎	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年 10 月に健康づくり支援センターを（財）武蔵野健康開発事業団（平成 23 年 4 月より（公財）武蔵野健康づくり事業団）へ移管した。 事業団移管後は、新たに導入した「健康づくり情報発信協力パートナー」制度等を活用した民間との協働、検診部門との連携による健康づくり事業に取り組んでいる。今後も健康づくりの拠点としての事業を充実し、市民の健康増進活動を支援していく。			
未着手・中止の理由				

iii 今後新たに検討する事務事業運営方式等の見直し

取組目標	事務事業運営主体に関する基準などに照らし、今後新たな対象についても適切な実施主体の検討、選択を行っていく。 なお、既に他市等で先行例のある学童クラブ事業に関しては、専門性、効率性等の観点から民間委託の方向性を検討する。 また、現在、市の直営の技能労務系の職員が担っている業務（ごみのふれあい収集、クリーンセンターの管理運営、保育園の調理、道路、公園の維持管理、学校施設管理など）についても、今後の技能労務職のあり方の検討や市民協働を推進する観点も踏まえて、業務の委託、移管等について検討を行っていく。			
担当所管	企画調整課、人事課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討（実施）	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	学童クラブについては今後、小学生の放課後施策推進協議会で民間委託のあり方について検討していく。 「ふれあい訪問特別収集」の実施方法について検討し、平成 24 年度より段階的に委託化を進めてきたが、平成 25 年度より完全委託化による実施に変更した。 技能労務職によって直営で実施していたごみのふれあい訪問特別収集、狹隘路線特別収集、クリーンセンターの管理運営、保育園の調理、			

	<p>道路、公園の維持管理、学校施設管理等について業務内容見直し及び委託等外部化を進めた。これらの見直しにより、第5次職員定数適正化計画において、技能労務職については、平成 22 年度は 10 人、平成 23 年度は当初計画にない教育企画課の2人を追加し 40 人の定数減を行い、平成 24 年度は当初計画にない議会事務局の1人を追加し3課 15 人の定数減を行った。</p> <p>事業コストを踏まえた総合的な観点を持ちつつ、今後の市の行政活動における市職員の役割分担と業務遂行体制のあり方等について明確にした第6次職員定数適正化計画(平成 25～28 年度)を平成 24 年度に策定した。この計画に基づき、引き続き更なる職員定数の適正化をはかっていく。</p>
未着手・中止の理由	

(2) サービス基盤施設整備の民設民営方式などによる推進

① サービス基盤施設の民設民営方式、民間参入方式による整備の推進

取組目標	福祉などのサービス基盤施設については、「公が設置すべきものか」を充分検討し、民間に委ねる方が成果、効率等の面から課題解決に有効と判断される場合は、民設民営方式による整備や施設用地等に必要な援助を行うことなどによる民間参入を促す。			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討、実施	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>「第三次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」にあるサービス基盤施設に関する方針にもとづき、民間委託等の検討を行ってきたが、民間委託によるサービスの質や安全性の低下を引き起こさないことが不可欠であり、運営に対する監査等の仕組みも同時に検討していく。</p> <p>保育園については、限られた財源を効率的、効果的に活用するため、公立保育園の設置・運営主体を段階的に変更し、生み出された財源をもとに「待機児童対策」を行う。また、認可保育所の保育の質の維持・向上の取り組みも行う。</p>			
未着手・中止の理由				

② 指定管理者制度の導入の推進

取組目標	公の施設と判断する施設について、指定管理者制度導入に係る基本方針による判断基準に基づき、指定管理者による管理運営の方が
------	---

	<p>サービス向上やコストの削減などが期待できると判断した場合には、原則公募による指定管理者の導入を推進していく。</p> <p>モニタリングについても引き続き試行を実施し、サービスの要求水準や評価手法について研究を行っていく。</p>			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成23年7月に開園した境南ふれあい広場公園について、武蔵野プレイスとの一体的な利用、地域の賑わいの創出から、公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団を指定管理者として管理を行わせることとした。</p> <p>毎年の継続的なモニタリングを実施するとともに、所要の評価により、成果の検証を行う。</p> <p>また、「第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」に基づき、活発な市民活動や企業活動によって地域社会の活力が最大限発揮されるよう、行政の役割を市民・民間セクターを補完する役割にシフトするため、サービスの向上やコスト削減の観点から、他の公園等における新規導入も研究していく。</p> <p>図書館の指定管理者制度の導入については、適切な図書館サービスを提供しうる人材の育成、専門知識の蓄積といった視点を重視しながら、武蔵野プレイスや他自治体の制度導入館における導入効果・課題等を踏まえながら検証を進めている。</p> <p>今後は、平成25年2月に実施した図書館アンケート調査の結果等も参考としながら、武蔵野プレイス以外の2館についても、指定管理者制度導入を検討していく。</p> <p>本市の指定管理者制度導入施設は、コミュニティセンターとゼロワンホールを除いて、全て市の財政援助出資団体が指定されており、指定管理者制度導入に係る基本方針では原則公募としながらも、現段階では公募された施設はない。</p> <p>現在の指定管理者の指定期間が平成26年度までとなっているため、今後策定する財政援助出資団体の在り方検討のための方針に基づき、公募の実施を検討し、より効率的・効果的な主体への指定管理者の指定替えを行う。</p>			
未着手・中止の理由				

③市場化テストの検討

取組目標	<p>官と民の公正な競争入札により公共サービスの提供を担う者を定める市場化テスト制度の導入について、検討を行う。</p>
------	--

担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成22年2月に子ども協会を一般財団法人(平成23年4月公益財団法人)とし保育園の運営を、平成22年3月に給食・食育振興財団を設立し小中学校給食の調理を開始した。</p> <p>市場化テスト制度の導入については、今後、『第四次行財政改革を推進するための基本方針』に基づき外部化を推進していく過程で、サービスの質の維持の観点や中長期的な成果の検証を行うとともに、市職員が担うべき業務と外部化の対象とする事業を整理し、指定管理者制度やPFI、民営化など様々な手法と合わせて、その有効性を検証していく。</p>			
未着手・中止の理由				

(3) 地域との協働の推進

① 市民協働の推進

取組目標	<p>NPO・市民活動団体と市が互いの特性を活かしながらパートナーシップを発揮し、子育て、介護や緑化などの地域の課題等に取り組めるようNPO・市民活動団体に対する支援を行い、協働の取組みを推進する。</p> <p>市民協働の取組みを推進するため、NPO活動促進基本計画に基づく職員研修やNPO・市民活動団体に対しパートナーシップに関する講演会等を開催する。</p>			
担当所管	市民活動推進課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>市民・事業者・市の協働により、環境啓発事業として「むさしの環境フェスタ」を実施している。今後も、事業内容等の見直しを適宜行いながら、三者の連携のもと事業を実施していく。</p> <p>クリーンむさしのを推進する会と各種イベントを通じ協働の取組みを行っている</p> <p>平成21年～24年には、オープンガーデン事業や公園緑地啓発パンフレットの作成等、市民目線での緑の啓発・普及が図られつつある。特に、平成24年度に東京都・三鷹市との共催により開催した「第29回全国都市緑化フェア TOKYO」では、NPO や緑ボランティア団体等をはじめ様々な主体が中心にお互い連携のもと成功裏に終わることとなった。</p> <p>しかし、近隣に住む人同士の関係の希薄化や活動するメンバーの高</p>			

	<p> 齢化・固定化が進行し、新たなメンバーにとって地域活動への参加のきっかけが見出されにくく、参画や活動の広がりが限定的となっている。 より多くの市民が地域の身近な縁に愛着と関心を持ち、様々な主体がそれぞれの役割分担に応じ積極的に参加でき、連携が図られるような仕組みづくりや事業展開を引き続き検討していく。 平成 24 年度は、民間団体、市民社協、市が協働した協議体が実施主体となり、「主に福島県から避難している母子を支援する事業」(都の「新しい公共支援事業」の対象事業)を実施した。 また、平成 23 年度より開催している子育てひろばボランティア(支援者)講座を受講したコミセンスタッフと子育て支援団体、市が協働する形で、平成 25 年度より八幡町コミセンでの「コミセン親子ひろば」が実施されることとなった。「コミセン親子ひろば」については、今後、事業の協働化及び市民、民間セクターへの事業主体変更を目指していく。 平成 26 年7月開設予定の泉幼稚園跡地利用施設は、市民活動によって子育て支援サービスを提供する市民活動型の子育て支援施設として整備を進めている。今後も、地域の人材を活用し、地域の団体と連携した子育て支援事業を展開し、地域社会全体で子育て支援を担っていく仕組みづくりを行っていく。 NPO活動促進基本計画に基づき、市民協働ハンドブック職員研修(平成 21～23 年度)、市民協働サロン活性化・パートナーシップ推進事業(平成 21、22 年度)、協働推進事業(平成 23 年度)を実施した。平成 24 年度は、平成 24 年 3 月に策定した市民活動促進基本計画に基づき、市民協働推進事業、職員向けの研修を実施した。引き続き、平成 25 年度も同計画に基づき市民活動促進事業及び職員研修を実施する。 自主防災組織及び避難所運営組織の設立・運営を支援し、自主防災組織 42 団体、避難所運営組織 8 団体が設立(平成 25 年6月現在)。構成メンバーの高齢化が課題である。今後、全避難所への避難所運営組織の設立を推進していく。 </p>
未着手・中止の理由	

②活動支援の場の提供

取組目標	NPO・市民活動団体が交流し連携を図る拠点として設置した市民協働サロンの充実を図る。また、平成 23 年開設予定の武蔵野プレイス内に設置される市民活動フロアとの連携を検討するなど今後も支援の充実を図っていく。			
担当所管	市民活動推進課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→

実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>市民協働サロンに簡易印刷機や打合せスペース等を設置し、市民活動団体を支援する場(23年7月まで)とした。合わせて協働推進事業を実施し、市民活動団体の交流や連携の促進を図った。</p> <p>平成23年7月、武蔵野プレイス開設により、市民協働サロンの市民活動支援機能は、設備・環境がより充実している武蔵野プレイスに移管し、市民協働サロンは市民活動団体等と行政との協働について支援を行う場所となった。平成24年度からは、武蔵野プレイスと関係各課の連絡会議を定期的開催した。平成25年度も連絡会議により情報交換・情報共有を行い連携を深めるほか、市民活動の拠点である武蔵野プレイスとの役割分担をさらに明確にし、市民へのわかりやすさ向上に努める。</p> <p>市民団体による図書館事業への参画がすでに行われており、引き続き、市民協働の推進を検討していく。</p>			
未着手・中止の理由				

③コミュニティビジネス創設支援の検討

取組目標	高齢者福祉や子育て支援などの分野において、地域住民によるサービス提供等をビジネスの手法を用いて行う取組について、創業資金や施設面などでの援助の可能性を検討していく。			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H21	H22	H23	H24
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成24年度には、公益財団法人東京都中小企業振興公社と武蔵野商工会議所の後援を受け、金融機関及び公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団と共催で、創業を目指す方を対象に講演会とトークセッションを開催し、創業予定者に対する支援及び交流の場を提供した。</p> <p>これまで、地域社会・地域活動の活性化におけるコミュニティビジネスの取組に注目してきたが、その自立性と継続性の観点から、どのような市の関わり方が適切であるかについて引き続き検討していく。</p>			
未着手・中止の理由				

④企業のCSR活動、大学等との連携の推進

取組目標	地域の課題解決に資する企業の社会的責任(CSR)活動や大学等の地域参加活動と各分野で積極的に連携していく。
担当所管	各課

年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施		→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>吉祥寺駅周辺事業者と災害時帰宅困難者一時滞在施設の協定締結を進めた。さらに、吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会と連携して、平成25年3月7日に吉祥寺駅周辺帰宅困難者対策訓練を実施した。</p> <p>コミュニティスタジオ「ハートらんど富士見」にて、亜細亜大学学生によるコミュニティカフェを実施している。市は、その他にも中央地区商店連合会と武蔵野美術大学の学生との連携によるイベント等、コミュニティスタジオ事業への補助を通じて支援を行っている。</p> <p>今後も、新たな連携ができるよう関係機関と情報交換を行っていく。</p>			
未着手・中止の理由				

⑤アドプト制度等の推進

取組目標	<p>道路や公園などの公共空間の美化などを地域住民や企業が担うアドプト制度等について、既にいくつかの試行的取組を行っているが、これまで明らかになった成果、課題等も整理した上で、さらに導入可能な分野なども検討し、推進していく。</p>			
担当所管	各課（道路課、緑のまち推進課）			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施		→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>助成対象団体の維持管理活動の終了に伴い、道路パートナーシップ団体補助金交付要綱は当初予定どおり平成22年度末で廃止となった。道路維持管理業務の効率化のための検討は今後も実施する予定。</p> <p>公園緑地を拠点に清掃や花壇の手入れなど緑の保全・創出に市民と連携し緑ボランティア制度を展開している。平成21年～24年の4年間については新たに1団体との協定を締結し、平成24年度末現在、23の公園緑地において21団体が活動している。しかし、近隣関係の希薄化や活動するメンバーの高齢化・固定化が進行し、新たなメンバーにとって地域活動への参加のきっかけが見出されにくく、参画や活動の広がりが限定的となっている。公園緑地を含む市内の緑を「市民の共有財産」と捉え、様々な主体がその役割分担のもと、多様なネットワークの形成や連携を深めながら、緑の保全・再生・創出・管理に向け持続可能な活動へ繋がるよう、制度の見直しや仕組みづくりなど引き続き検討していく。</p>			
未着手・中止の理由				

⑥提案型事業の推進

取組目標	「環境まちづくり協働事業」など各種市民団体、NPOなどから、市と市民が適切な役割分担の下に協働して行う公益事業の提案を募り、実施方法などについて研究し、可能なものから実施していく。			
担当所管	市民活動推進課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>協働の手法による相乗効果を図るため、平成19年度から平成23年度まで、市内環境団体の提案を受け、市と団体が協働して環境保全の取組みを行う環境まちづくり協働事業を実施してきた。本事業は見直しを図るため平成24年度に終了したが、今後は環境フェスタ等のイベントにおける市民団体との協働のあり方等について研究していく。</p> <p>武蔵野市生涯学習計画(平成22～31年度)に基づき「生涯学習関係団体活動支援の充実」を図るため、平成24年度より「生涯学習事業プロポーザル」を実施した。平成24年度は「武蔵野市らしさを活かした生涯学習事業」の企画と実施をする団体を、主に市内で活動する生涯学習団体から公募し、2次にわたる審査を経て、9件の提案から1件(団体)を選定し、市と市民が適切な役割分担の下に協働して行う公益事業に取り組んだ。</p> <p>引き続き、様々な団体からの発意による協働事業を推進する受け皿を構築するために、「市民活動促進基本計画」に基づき、そのニーズや目的等を整理した上で、団体の育成と新たな協働につながるような、分野横断的な制度の検討と運用を図っていく。</p> <p>また、NPO・市民活動団体等に対する活動スキル向上のための機会の提供、財政的な支援等により、間接的に団体からの発意を促すようにする。</p>			
未着手・中止の理由				

4 新規事業への的確な対応

今後の行財政運営にあたっては、これまでのベースに新たな施策を付け加えていくという政策判断は難しくなってくる。新規事業については、後年度負担などにも充分配慮し、中長期的な課題解決にもつながるかどうか等を成果目標も踏まえて慎重に判断した上で実施判断を行っていく。

(1) 新規事業の実施判断

①事前評価の実施

取組目標	新規事業について、目的（市の関与の必要性の度合い）、手法、成果目標、後年度負担などについて相互の関連も含めた適切性などを事前に評価し、実施判断を行っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	予算概算要求において新規事業の目的、事業手法、後年度負担について評価し、適切な事業採択の判断を行ってきた。今後もより一層政策効果の最大化を図るため、事業ごとに別々に評価し採択を検討するのではなく、既存事業の見直しとともに新規事業を含む複数の事業を一つの政策パッケージとしてとらえ評価し政策効果の最大化を図る政策再編の視点から、適切な事業採択を進めていく。			
未着手・中止の理由				

②財政見通しとの整合をとった実施時期判断

取組目標	新規事業等について、中長期の財政見通しとの整合をとり、必要に応じて実施時期の調整や延期、凍結等の判断を行っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	予算概算要求において、事業コストと財政状況の見通しとの整合性を図り、事業実施時期の判断を行っており、今後も同様に実施していく。			
未着手・中止の理由				

③スクラップ・アンド・ビルドの徹底

取組目標	都市インフラや公共施設のリニューアルなどに優先して財源を配分するため、他の分野の新規計画事業でスクラップを伴わないものについては、財源との兼ね合い等により実施を見合わせることも含めた判断を行っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>予算概算要求において、新規事業や事業のレベルアップを立案する場合は既存事業の廃止縮小に努めるという方針を掲げることにより、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図っている。平成25年度予算概算要求においては、政策という広い視点で同一目的の事業や施策を一体的に捉える、政策再編の考え方を取り入れた。今後、都市基盤の再整備に多額の投資が必要であり、その財源確保のため、より一層のコスト削減が求められることから、新規事業に伴うものだけでなく、自主的なスクラップを促す方法についても検討する。</p>			
未着手・中止の理由				

④サンセット方式の適用

取組目標	新規事業の開始にあたり、事業の終期を定め、終期における事業評価を実施することで、事業の継続か否かを検討するサンセット方式の適用を行っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成20年度からの5年間サンセット事業として開始した小規模事業者建物建替促進信用保証料補助を効果検証のうえ平成24年度末で終了するなど、予算概算要求における事前評価による事業実施可否検討と実施後の事業継続可否検討を引き続き行い、適宜サンセット方式を適用していく。</p>			
未着手・中止の理由				

5 効率的で効果的な市役所組織への改革

今後の本市行政のあり方を踏まえ、市役所の組織をスリムで効率的なものにしていくとともに、組織運営の向上を図るためのマネジメントの強化や業務改善等を通じ職員の仕事の生産性を上げていく。

(1) 人材マネジメントの強化

①人材育成の推進

取組目標	現状の組織・職員の課題を踏まえて今後の望ましい人材育成のあり方を基本方針として策定し、研修制度だけでなく採用から配置管理などの人事制度を含めた総合的な人材育成の体系を確立する。基本方針を踏まえ、職種ごとの職のあり方や育成方策の検討を行うとともに、経営層職員の育成、職員の自律的な能力開発・自己啓発支援の充実など必要な人事施策を実施する。			
担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	策定	実施	→	→
実施状況	△	△	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>職務行動のよりどころとなる価値観をまとめた職員行動指針を制定した(平成22年11月)。さらに今後10年間の職員の人材育成の方針とそれに基づいた行動計画を定めるため、人材育成基本方針を策定した(平成24年2月)。</p> <p>職員行動指針については、研修等の機会を通じて、職員への定着を図っている。人材育成基本方針については、職層研修において、各職位の果たすべき役割や求められる能力について意識付けを行っている。</p> <p>平成24年度以降は、人材育成基本方針に掲げた基本理念に基づき、研修を含む人事制度の改革に着手した。その一つとして、能力開発支援事業を立ち上げ、トワイライトセミナー、資格取得費用の助成などを実施した。今後は、キャリア形成支援、複線型人事制度の導入等、実施計画に基づき必要な制度の拡充を図る。</p>			
未着手・中止の理由				

②総合的人事考課制度の確立と運用力の向上

取組目標	業務の継続的な改善及び人材育成を目的とした人材マネジメントの体系として総合的人事考課制度を確立する。平成22年度には、勤務実績に応じた処遇を行うため査定昇給を実施する。人事考課制度運用の向上を図るための研修や自己評価シートを作成を行い体系的な勤務評定制の整備を行う。また、部長職、課長職及び技能労務
------	---

	職の勤務評定の制度を整備・改善する。			
担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	査定昇給の 実施	→	→
実施状況	△	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成22年度より査定昇給を実施した。平成22年6月期より管理職を対象に勤勉手当への成績率導入を行った。また、自己評価シートの制定、人事評価面接マニュアルの作成を行った。</p> <p>人事評価については、平成25年度より、人材育成基本方針を踏まえた評価要素の改正を行うべく、新たな評価要素基準表、人事評価シート及び面接シートを整備し、職員への周知を図った。</p> <p>今後は、人事評価制度の客観的評価(外部アセスメントの実施)などを検討していく。</p>			
未着手・中止の理由				

③人事制度の柔軟な活用

取組目標	人事制度の柔軟な活用を図るため、業務の必要に応じた柔軟・機動的な人事配置、窓口職場等におけるシフト制の拡充や任期付職員の拡充などの検討を行い、必要に応じて実施していく。			
担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	実施	→	→
実施状況	△	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>第5次職員定数適正化計画で定数の削減を適正に行う一方で、平成21年度には、一時的に業務集中する職場に職員を配置する機動的職員配置を制度化した。平成22年度及び平成23年度は20名、平成24年度は18名の機動的職員配置を行った。平成24年4月人事異動から、育児休業を取得する職員の所属職場に対し、機動的職員配置により正規職員を代替として配置する制度化を行った。平成25年4月人事異動からは、これに加えて「年度当初に長期に渡り休職者が生じると見込まれる場合」にも所属長の申し出に基づき、機動的職員配置を行う予定である。今後は、育児や介護などに関わる職員が、仕事のできる時間に合わせて多様な形態で働くことができるような仕組みづくりについて検討していく。また、人材育成基本方針を踏まえ、ゼネラリスト、エキスパートを選択できる複線型人事制度の導入を検討する。</p>			
未着手・中止の理由				

--	--

(2) 業務改善、IT化の推進

①仕事の生産性向上

取組目標	<p>職員が自らの仕事の生産性を上げるとともに、職場のチームワーク機能や職員間のコミュニケーションの活性化など、組織のマネジメント力向上を図り、超過勤務の縮減に取り組む。</p> <p>仕事を効率的に行うという目的意識を持って超過勤務を行う「リミット 21」運動、効率的で効果的な仕事の進め方の工夫を行う「チャレンジ 1」運動を実施する。業務改善提案制度なども含めた業務改善意欲の向上を図るため、仕事の生産性向上につながるようなスキルと動機付け向上のための研修などを実施する。</p>			
担当所管	総務課、人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>「超過勤務縮減プロジェクト」と称し、平成 21 年度から段階的に目標値を上げて、超過勤務縮減に取り組んだ。平成 21 年度は平成 20 年度比 10%減を達成した課が、全 54 課中 24 課であった。平成 22 年度は平成 20 年度比 20%減を達成した課が 54 課中 27 課であった。平成 23 年度は、平成 20 年度比 30%減を達成した課が 52 課中 18 課であった。</p> <p>上記の目標を達成するために、「チャレンジ1運動」「リミット 21 運動」「ワークライフバランスの推進」を掲げ、この3年間に「リミット 21(セタライトダウン・超勤0ウィーク)」、「チャレンジ1(タイムマネジメントモデル事業・生産性向上研修・資料A4・1枚コンテスト)」「ワークライフバランス促進(ワークライフバランスニュースの発行)」「各課オリジナルノー残業デー(カエルデー)」「超勤縮減プロジェクトに関する各課ヒアリング」等を実施した。</p> <p>平成 24 年度には、3 年間のプロジェクトの取組みを報告書にまとめ、振り返りと全庁へのフィードバックを行った。今後の取組みとして、日常の業務からできる改善工夫、業務マニュアルの整備、カエルデーの継続等によって、引き続き、「仕事の仕方の見直し」と「組織マネジメント力の向上」を目指す。</p>			
未着手・中止の理由				

②電子化の推進による市民サービス利便性の向上、内部事務の最適化

取組目標	<p>情報化の動向や費用対効果、情報セキュリティなどを踏まえながら、市ホームページ、図書館システム、電子入札・電子申請など、行政サービスの利便性向上に役立つシステムの拡充・導入を進める。また、現行業務の見直しを行いながら、行政事務の効率的な執行を支援する総合事務支援システムの再構築や福祉総合システム再構築の検討などを行い、情報システムの最適化を図る。</p>			
担当所管	情報管理課、総務課、秘書広報課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
<p>目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定</p>	<p>市ホームページについては検索性、アクセシビリティ、災害対応等の向上及び職員の管理業務効率化等を目的に、平成23年8月にシステムを更改した。その後も、キッズページの開設、サイト内検索改善、放射能測定地図情報化、トップページ等のスマートフォン対応、市政資料の検索システム・リンク表示など、随時追加開発・改善を実施した。</p> <p>今後もアクセシビリティの向上、全ページのスマートフォン対応、ソーシャルメディアとの連携など、継続的に改善を図る。</p> <p>図書館システムは、平成23年1月にシステム更改を行い、自動貸出機等の導入によって、窓口混雑の解消を図ることができた。</p> <p>電子入札・電子申請については、東京都と市区町村の共同運営による電子調達サービス及び電子入札サービスを利用している。</p> <p>電子申請は健診やイベント・講座の申込を中心に平成21年度30手続、1,266件、平成22年度からは携帯電話にも対応し20手続、754件、平成23年度は22手続、1,580件、平成24年度は17手続、1,542件の申請があった。</p> <p>電子入札は、年次計画内において順次対象範囲を拡大し、工事及び物品・委託ともに、管財課が行う入札は、原則として電子入札で行った。電子入札件数は、平成21年度78件、平成22年度284件、平成23年度406件、平成24年度445件(不調含む)と着実に伸びた。</p> <p>また、平成23年4月に武蔵野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を施行し、法人市民税の申告等については平成23年9月から、個人市民税に係る給与支払報告書等の提出については同年12月から、地方税電子化協議会が運営するエルタックスを利用した電子申告・申請を開始した。</p> <p>職員の法務能力の向上及び業務の円滑化並びに市民サービスの向上を目指し、例規システムの更新の検討を行ってきた。平成23年11月より新システムが稼働し、例規等の制定及び改廃の際の作業がより効率的に行えるようになった。また、市民向けのシステムからも要綱集を見ることができるようになるとともに、各種様式のダウンロードも可能になった。</p>			

	<p>総合事務支援システムについては、文書管理、グループウェア、人事給与及び庶務事務における従来業務の見直しにより、効率化と経費削減を実現しながら、平成 22 年度に再構築を完了した。</p> <p>住民情報系システムについては、住民記録・税・国民健康保険のシステムを福祉総合システムの一部機能も含めて再構築し、データ連携による行政事務の効率的な執行を行うため、平成 23 年度に住民情報系システム再構築に関する基本計画を策定し、調達仕様書を作成した。平成 24 年度は事業者を選定して開発協議を行い、引き続き平成 26 年 1 月の稼働を目指して、構築を行う予定である。</p> <p>以上の取り組みによって ICT による市民サービス利便性の向上や業務の効率化を進めてきたが、一方では情報システムにかかる経費の抑制や個人情報の保護、災害等の脅威への対応などの課題がある。今後も、システム導入、更新時における経費の精査や事務の標準化、サーバ・ネットワーク構成の見直し等による情報システムの最適化、各種手続のオンライン化を図り、業務の継続性と情報セキュリティを確保しながら、行政サービスにおける効率化と利便性向上を推進していく。</p>
未着手・中止の理由	

(3) 給与制度の改善・給与水準の適正化

取組目標	職務、職責に応じた給与制度の徹底を図るとともに、市民の理解が得られるような国、東京都、他団体や民間との均衡の図られた給与水準を目指し適正化に取り組む。			
担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年度に勤続 25 年表彰による特別昇給の廃止、行政職給料表(1)1、2級の統合を実施した。平成 23 年度には管理職手当について、職責に応じ4区分化、定額化を実施した。また、平成 21 年度より東京都人事委員会勧告に加えた給与削減を段階的に行い、給与構造改革の目標である△4.8%を達成した。平成 23 年度には行政職給料表(2)を都表準拠とした。平成 24 年度は住居手当の支給対象を見直し、年度末 35 歳未満で、自ら居住する住宅を借受け家賃を負担する職員とするとともに、金額を 15,000 円とした。今後、退職手当、及び手当等を含めた行政職給料表(1)のあり方について検討を行う。			
未着手・中止の理由				

(4) 組織人員体制の効率化とスリム化

①行政課題に対応するための組織・機構の適宜見直し

取組目標	社会経済状況の変化等に伴う行政課題の変化への対応を行うとともに、より効率的に成果を達成するという視点から、組織、機構を適宜見直していく。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	子育て家庭支援機能の強化を目的とした子ども家庭支援センター設置、事業の外部化や事業実施主体の見直しにともなう組織の廃止(給食課、武蔵野プレイス開設準備室)、また平成24年度には第五期長期計画に掲げられた施策の効率的、効果的な推進に向けて、環境部を新たに設置するなどの組織改正を実行した。今後も、行政課題の変化への対応とより効率的な執行体制の整備を図るため、組織・機構の見直しを実施していく。			
未着手・中止の理由				

②第5次職員定数適正化計画(平成22~24年度)の策定と実施

取組目標	平成22年度から24年度までの3カ年の第5次職員定数適正化計画を策定する。本アクションプラン1から5までの取り組みにより職員定数を見直すものも含め、市事業の外部化や一部業務の切り出し、非常勤職員及び臨時職員の活用等、事業コストを踏まえた総合的な観点から職員定数の適正化をはかる。			
担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・策定	実施	→	→
実施状況	◎	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成22年度から24年度までの3カ年で168人の職員定数削減及び65人の職員数の純減を目標とする第5次職員定数適正化計画を平成21年度に策定した。定数削減については、平成22年度は26減8増、平成23年度は122減17増、平成24年度は32減24増を実施し、3カ年で当初計画168減を上回る180減を達成した。職員数の純減についても、3カ年で当初計画65減を上回る66減を達成した。総職員数は平成23年度に40年ぶりに1,000人を切り、平成25年4月1日現在で958人である。 事業コストを踏まえた総合的な観点を持ちつつ、今後の市の行政活動に			

	<p>おける市職員の役割分担と業務遂行体制のあり方等について明確にした第6次職員定数適正化計画(平成 25～28 年度)を平成 24 年度に策定した。この計画に基づき、引き続き更なる職員定数の適正化をはかっていく。</p>
未着手・中止の理由	

6 財政援助出資団体の経営責任の明確化

市は、財政援助出資団体が設立趣旨に則り、健全な経営のもと事業を遂行するよう指導監督を行っているが、指定管理者制度の導入や、公益法人改革、地方公共団体財政健全化法により団体の負債の一定部分が市の将来負担比率に反映されることとなるなどの変化が起きている。さらに、設立後の年数に応じて固有職員の高齢化に伴う人件費増などの状況も予想されている。こうした環境変化に対応した適切な指導監督を行っていく。

(1) 基本方針に基づく指導監督

取組目標	<p>財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針に基づく指導監督を行い、経営責任の明確化、自立的経営の促進、人材育成と経営基盤強化、経営の透明性の向上を図る。</p> <p>特に、公益法人改革に伴う各団体の対応等については早急に検討し、今後の事業展開、将来展望について、方向性を定めていく。</p>			
担当所管	企画調整課、各部			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>社会福祉法人武蔵野については、武蔵野市障害者計画に示した課題と目標を指針とする「第二期中期基本計画」(平成24年度～26年度)の進捗状況について、指導監督を行った。また、一貫性、総合性を持ち、地域の福祉力をも高めるを人材育成を支援した。</p> <p>武蔵野市福祉公社については、武蔵野市第五期長期計画及び、健康福祉総合計画と整合性を持つよう、公社の中長期事業計画を改定した。平成25年4月には公益財団法人へ移行した。また、24年度に有償在宅福祉サービス事業の見直しを行い、25年度は権利擁護事業を中心とした事業展開を実施するための準備期間とする。</p> <p>シルバー人材センターについては、平成23年4月に公益社団法人に移行した。</p> <p>社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会では、平成25年度からを計画期間とする第3次武蔵野市地域福祉活動計画を策定した。第五期長期計画、健康福祉総合計画との整合性を図りながら、この計画が着実に実行されるように指導・監督を行う。</p> <p>公益財団法人武蔵野健康づくり事業団は、市民の生涯にわたる健康増進活動の支援事業を推進するため、平成23年4月に公益財団法人化した。</p> <p>公益財団法人武蔵野市子ども協会は、市全域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、平成23年4月に公益財団法人化し、保育園の運営を開始した。</p>			

	<p>今後は、市との役割分担をさらに明確にし、専門性や経験を活かした事業展開を図っていく。具体的には、0123施設の機能拡充、地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業の運営主体の一体化などについて、検討を進めていく。</p> <p>武蔵野文化事業団については、基本方針に基づき質の高い芸術文化事業を実施し、施設の利用に関しては高い利用率を維持するよう、指導監督を行ってきた。平成 23 年 4 月に公益財団法人へ移行した。今後も継続的改善が課題であり、財政援助出資団体在り方検討委員会において市の基本方針の検討を進め、その後財政援助出資団体の経営改革とあわせて指導監督を行う。</p> <p>武蔵野市国際交流協会は、平成22年4月に公益財団法人へ移行した。「将来へ向けての基本方針」を定めて、経営の効率化と自主財源の確保に努め補助金の削減を行ってきた。また、給与適正化の取り組みとして、平成24年に任意団体時から固定化していた給料表を主な市財援助団体の給与と同様に改め毎年改定することとした他、職員研修要綱を定め人材育成の体系化を行った。</p> <p>「将来へ向けての基本方針」を改定して平成 25 年度以降適用し、さらに改革、適正化を進めていく。</p> <p>特例財団法人であった武蔵野市開発公社は、平成 25 年 4 月に一般財団法人へ移行した。平成 23 年度から技術系職員を配置し、職員の育成を図るとともに、これまで公社の主軸となっていた不動産管理及びそれに伴う商業振興支援に係る事業内容を、都市の再生等を中心とした業務内容に転換していくことについて、継続して指導監督いく。</p> <p>公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団については、団体の経営改革プランに基づき、「事業等再構築委員会」を設置させ、事業類型ごとの評価指標を決定させた。今後、この指標に基づき事業の見直しを行うよう指導監督をしていく。</p> <p>財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針に則り指導監督を行っているが、現在進めている財政援助出資団体の見直しの中で、その手法についてもより有効なものとなるよう検討を行っていく。</p>
未着手・中止の理由	

(2) 団体の組織統廃合・再編の検討

取組目標	<p>管理コストの縮減、経営基盤の強化、指定管理者制度への柔軟な対応、ノウハウ集積によるサービスの高度化などを視点とするとともに、公益法人改革への対応も視野に組織の統廃合、再編等の検討を行っていく。</p> <p>なお、(財)武蔵野スポーツ振興事業団については、早期に公益法</p>
------	---

	人改革に伴う新法人へ移行するとともに、武蔵野プレイスの指定管理者となることを前提に事業団改組の検討を進める。			
担当所管	企画調整課、各部			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>財団法人武蔵野スポーツ振興事業団は、平成22年4月1日に財団法人武蔵野生涯学習振興事業団へ組織再編し、市立体育施設及び武蔵野プレイスの指定管理者となり、平成23年4月1日には公益財団法人へ移行した。</p> <p>平成24年度に財政援助出資団体在り方検討委員会を立上げて検討を進めている。併せて外部専門機関に委託し、調査・分析を行った。平成25年度以降も引き続き検討を進めていく。</p>			
未着手・中止の理由				

7 財政規律の維持

長期的視点に立った健全な財政運営を維持するために、市債残高を適正に管理するとともに、歳入における市債収入と歳出における公債比率に着目したプライマリーバランスの取れた財政運営を行っていく。

(1) 財政運営のガイドライン設定の検討

取組目標	中長期財政見通しの作成に合わせて財政運営のガイドラインの設定の検討を行う。			
担当所管	財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	策定	改定	→
実施状況	○	△	△	△
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	第五期長期計画の財政計画により、今後の市財政が厳しいと見込まれることから、財政運営のガイドラインについて先進事例を研究し、検討を進める。			
未着手・中止の理由	財政運営のガイドラインについては、他市を参考にしながら、経常収支比率や市税徴収率、あるいは基金残高、地方債残高など、どのような項目を設定するか、またそれぞれの目標値をどのように設定するかなどについて研究し、本市にとって有用なガイドラインの形を検討しているところである。			

8 行政経営強化などへの取組

行財政改革に向けての各取組をPDCAサイクルの中で着実に実現していくための仕組みを整備し、マネジメント機能の強化を図るとともに、経営情報の市民へのわかりやすい説明などに努めていく。

(1) 行政評価制度の再構築と活用

①行政評価制度の再構築

取組目標	適切な行政運営を行うために事務事業評価制度を抜本的に見直すとともに、政策・施策レベルの行政評価制度、アウトカム手法の行政評価制度のあり方を検討する。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・試行	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 21 年度に、個別事務事業評価を①行財政改革推進本部が事務事業の見直しを審議・推進するためのマネジメントツール、②各部課が自ら事務事業の改革・改善を検討・推進するためのマネジメントツールと位置付けて、予算編成過程へ組み込む形での評価実施時期の変更、事務事業・補助金見直しの基準策定評価シート様式の改善を行うなど、抜本的な見直しを行った。なお、政策・施策レベルの行政評価及びアウトカム手法の行政評価制度については、長期計画に基づく毎年度の予算編成とその決算資料により施策等の進捗状況と実績を把握し、次期計画策定において前計画に対する体系的な評価を行っていくこととした。</p> <p>今後は補助金等の現金給付事業について網羅的な評価を行い、見直しを進めていく予定である。</p>			
未着手・中止の理由				

②行政評価制度と連動した行政経営の仕組みの導入の検討

ア 評価をもとにした予算編成の検討と実施

取組目標	行政評価を予算編成過程の中に組み込み、PDCAのマネジメントサイクルの確立を図る。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・試行	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 21 年度の評価制度見直しにより、評価結果を次年度予算編成過程に組み込み、PDCAのマネジメントサイクル確立を図った。今後も、新たな行政課題への対応に必要な財源創出のため、事務事業の見直し・</p>			

	統廃合を進めていく。
未着手・中止の理由	

イ 長期計画の成果目標の明示、目標達成状況の公表及び事後評価の実施

取組目標	長期計画の主要な施策・事業について、成果目標または活動指標を明示し、目標の達成状況を公表するとともに事後評価を行う。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	実施	
実施状況	○	○	×	
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>長期計画は、個別計画のように個別具体的に事業の実施等を定めたものではなく、事業を束ねた概念として、施策のあり方や方向性等を示している。そのため、事業ごとの短期的な評価では、施策本来の有効性・効率性を正しく示さない面があることから、数値による成果目標また活動指標の明示は実施しないこととした。なお、長期計画に基づく毎年度の予算編成とその決算資料により施策等の進捗状況と実績を把握し、次期計画策定において前計画に対する体系的な評価を引き続き行っていく。</p>			
未着手・中止の理由				

ウ 事業単位の調整の検討

取組目標	事務事業評価を長期計画や予算・決算と総合的にリンクさせるための事業単位の調整を、財務会計システムの入れ替えも視野に入れて検討を行う。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>検討を進めてきた結果、事業単位の調整には次のような課題があると考えられる。まず、長期計画は市が行う事業のうち重要な一部事業のみを掲載しているものであり、全ての事務事業を網羅しているものではない。また、予算・決算は地方自治法の制約により事業別に項立てされていない。長期計画と予算・決算の間における事業単位の調整は、各々の体系を大きく見直す必要があり、その実施は困難と考える。</p> <p>仮に、事業単位を調整し長期計画や予算・決算と事務事業評価を総合的にリンクできたことで、事務事業評価の対象を拡大できたとしても、その評価対象を徒に拡大すればするほど、評価のための事務量は増大し、評価のための評価という形骸化が進んでしまう懸念がある。特に全事</p>			

	<p>務事業評価にはその課題が見受けられる。</p> <p>以上のことから、平成 23 年度長期計画策定時また平成 24 年度財務会計システム入替え時においても、事務事業評価との総合的リンクを目的とした長期計画と予算・決算間の事業単位の調整は見送ってきた。なお、この間も事務事業の見直しや事業コストの情報提供は別途着実に実行しており、市民への説明責任を引き続き果たしていく。</p>
未着手・中止の理由	

(2) 部門における予算編成・執行権限の強化

取組目標	<p>予算編成において、部単位の枠配分とし、限られた予算を有効かつ必要な事業には重点的に配分する。</p>			
担当所管	<p>企画調整課、財政課</p>			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成18年度より、枠配分方式の予算編成を試行し、その後も様々な修正を加えながら実施をしてきた。今後も枠配分方式の効果を検証しながら、限られた財源を有効かつ重点的に配分する予算編成方式を検討していく。</p> <p>今後、政策再編の考え方を踏まえながら、予算編成及び執行における部単位の権限のあり方を検討するとともに限られた財源の有効活用を図っていく。</p>			
未着手・中止の理由				

(3) 市民ニーズ・満足度調査の実施

取組目標	<p>市民ニーズ、満足度調査を定期的に行う。市政アンケート調査については、施策の満足度、認知度など多様な観点から市民ニーズを把握できるよう調査項目の見直しを検討する。</p>			
担当所管	<p>企画調整課、市民活動推進課</p>			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する 4 年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>市政アンケート調査における平成 21 年度以降の回収率をみると、21 年度 10.3%、22 年度 11.0%、23 年度 11.9%と僅かずつ回収率は増加していたが、24 年度は 9.3%と前年度比 2 ポイント以上下落した。</p>			

	<p>年代別では、70歳以上が比較的高く、若い世代(20代~30代)が低いという状況を鑑み、ホームページからの回答や、分かりやすい調査項目に変更するなど、幅広い世代が回答しやすい工夫を凝らしてきた。</p> <p>今後は、調査項目や配布方法の見直し等を検討し、市民意見の吸い上げに努めていく。また、相互コミュニケーション機能をもつ SNS の活用など広報広聴手段も合わせて研究していく。</p>
未着手・中止の理由	

(4) 説明責任の強化

①市民へのわかりやすい経営情報の提供

取組目標	<p>年次財務報告書、予算の概要、決算資料等で、市の財政状況の単年度の概要、中長期的な見通し、各施策、事業の経費と成果の関係などについて市民にわかりやすい資料の作成を行い説明責任の向上を図っていく。</p>			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	実施	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>市報、季刊むさしの、ホームページにて、予算や決算等の財務状況についてわかりやすい広報に努めるとともに、平成22年度からホームページにて予算編成過程における予算査定状況を公表し、平成24年度からは予算書の掲載を開始した。今後も市民の視点に立って、わかりやすい資料による情報提供を図っていく。</p>			
未着手・中止の理由				

②監査委員機能の充実

取組目標	<p>監査制度の充実・強化等について審議中の地方制度調査会の審議状況や地方自治法改正を注視していく。今後、法改正の動きを受けて具体的な検討を進める。</p> <p>監査委員、事務局と専門家との一層の連携を検討するとともに監査委員をサポートする事務局機能を強化する。</p>			
担当所管	企画調整課、監査委員事務局			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討 (法改正等に伴い)	→	→	→
実施状況	○	○	○	○

目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>地方公共団体の監査制度については、これまで第29次地方制度調査会答申(平成21年6月)や地方行財政検討会議の「地方自治法抜本改正の考え方」(平成23年1月)において、制度の見直しを含めたその在り方に関する議論が行われてきたが、地方自治法の改正等による具体的な制度化は行われていない。平成24年9月に総務省自治行政局に「地方公共団体の監査制度に関する研究会」が設けられ、改めて地方公共団体の監査機能の充実強化のための具体的な方策について議論が行われ、平成25年3月に報告書が出された。今後も様々な場面で引き続き議論が行われていくと思われるので、そうした議論の内容を注視していく。</p> <p>監査委員事務局では、監査委員及び事務局職員の専門性強化のために、毎年専門研修に参加しており、平成23年度には公認会計士を講師に招き庁内で研修会を実施した。今後も引き続き研修等による専門性の強化に努めていく。</p>
未着手・中止の理由	

③外部監査機能の活用の検討

取組目標	行政運営において、透明性の確保及び市民への説明責任を果たすため、外部監査機能の活用についても検討を行う。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H21	H22	H23	H24
	検討	→	→	→
取組目標	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	<p>他自治体の事例について研究を行うなど、外部監査機能の活用について検討してきたが、外部監査では3E(経済性、効率性、有効性)監査が中心となっており、監査基準が統一されていないため他自治体との比較が困難であるなどの課題がある。今後は、国の外部監査に対する動向を注視しつつ、公正で合理的かつ効率的な事務処理を確保し、適正な市政運営を図り、市民への説明責任を果たしていくために、監査の独立性・専門性を高めるとともに、監査機能を充実させていく。</p>			
未着手・中止の理由				

(5)複式簿記会計導入の検討

取組目標	都など他団体の動向を情報収集し、複式簿記会計導入の検討を行う。			
担当所管	財政課、会計課			
年次計画	H21	H22	H23	H24

	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	本市では企業会計の手法により平成10年度から財務諸表を独自に作成している。他区市においては、総務省のモデルを取り入れる団体も多く、また都も独自モデルを導入している。現在、他市の動向をみながら、本市の財務諸表との比較検証を行い、新たなモデルの導入について検討しているが、複式簿記会計導入については、費用対効果も含めて、なお一層情報を収集し、精査する必要がある。			
未着手・中止の理由				

(6) トップマネジメント支援機能の強化

取組目標	トップマネジメントを強化するため、庁議等の活性化、機能強化等を進める。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	経営会議、主管者会議など部長級以上の職員によって構成される定例的な庁議の他にも、新たに各部長による部方針のプレゼンテーションを実施するなど市政情報の共有化を図ってきた。しかし、各部課単位では対応が困難な組織横断的な公共課題に対して、部課を超えて取り組んでいくための柔軟な組織運営の必要性がさらに増している。解決すべき課題の大きさや質に合わせて、全庁、部又は課横断的なプロジェクトチームを柔軟に編成する組織運営の推進などにより、引き続きトップマネジメント支援機能の強化に取り組んでいく。			
未着手・中止の理由				

(7) 市民参加、協働のルールづくり

① 審議会の運営ルールの統一

取組目標	各種審議会等の運営にあたり公募委員の選任、パブリックコメント、情報公開等について統一的ルールを定める。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・策定	実施	→	→
実施状況	△	△	△	△

目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	公募委員については、「附属機関等の委員の公募について(平成20年度)」に基づき、公募委員の選任を行ってきている。
未着手・中止の理由	これまでも、市政運営の基軸となる各計画の策定や事業実施において、市民委員の公募、パブリックコメントの実施、情報公開等を積極的かつ柔軟に行ってきている。統一的ルール策定については、自治体運営の基本ルール検討委員会を設置するとともに、議会との懇談会を開催し、必要な制度や手続き等のルール化の検討を進めている。今後も引き続き検討を進め、統一的ルールを定める。

②自治体運営の基本ルールの検討

取組目標	「市民が主役のまちづくり」を推進するために必要な自治体運営に関する基本ルールについて検討を進める。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H21	H22	H23	H24
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	○
目標に対する4年間の取組状況、課題及び今後の予定	平成21年度、22年度はシンポジウム等を実施し、平成23年度は第五期長期計画策定無作為抽出市民ワークショップ参加者により、「コミュニティ・地域のあり方」「自治のあり方」をテーマとして、ワークショップを開催した。本アクションプラン最終年度となる平成24年度は、市議会代表者会議メンバーとの意見交換を行い、また、自治体運営の基本ルール検討委員会及びワーキングチームを設置し、検討を進めた。今後は、これまでの議論によって深められた市民自治の原則に基づく自治体運営について、市民・市議会・行政の間で共有を図りながら、基本ルールを定める。			
未着手・中止の理由				